**仕様書**

**「****メディアプロモーション支援業務」**

**１　業務の目的**

橿原市では、「橿原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域の稼ぐ力や地域内の経済循環を高め、地方創生の実現を目指している。

当該方針は、地方創生を推進する上で、多様な主体が連携・協働しながら横断的に推進するものであり、基本理念として「みんな活躍するまち・かしはら」を掲げ、4つの基本目標を定めている。なかでも「地域の特性を活かしたしごとをつくる」、「新たな人の流れや交流を増やす」ことを重視し、企業誘致や起業支援、観光振興、交流人口の拡大など、多様な施策を展開している。

令和７年４月には「大阪・関西万博」が開催され、令和８年２月には「橿原市制70周年」を迎える。また、令和８年の「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録を目指して取組を進めている。

これらを背景に、令和８年の世界遺産登録を見据え、今後数年間は橿原市の国内外での認知度向上の絶好の機会となる。そのため、質の高い情報コンテンツの作成と広がりのある情報発信が不可欠である。また、観光客の消費拡大と地域全体の活性化を図るため、メディアプロモーションを通じて橿原市の魅力を発信し、新たな人の流れと交流を促進する必要がある。

本業務は、令和８年の世界遺産登録を見据え、市民及び来訪者に「飛鳥・藤原の宮都」の価値を伝え、世界遺産登録への機運醸成を図るとともに、質の高い情報コンテンツの作成と広がりのある情報発信を通じて橿原市の認知度向上を目的としたメディアプロモーションの支援を行うものである。

**２　業務内容**

受託者は、業務の目的や橿原市の魅力を理解し、国内外の人々の興味、関心をひきつけるよう、企画段階から創意工夫を凝らして、メディアプロモーション支援業務の企画実施に係るすべての業務を行うものとする。

メディアへの露出内容や広告換算額等を検証し、メディアプロモーション支援業務の効果を報告するものとする。

（１）令和８年の世界遺産登録を見据えた橿原市の認知度やブランド価値を高めるメディアプロモーションについて、必要な情報の収集及び分析を行うとともに、本市の魅力や強み・弱みを整理したうえで、課題の抽出と具体的かつ実効性の高い解決方針及びメディア露出計画の提示。

（２）「日本国はじまりの地」としての本市の魅力に加え、市民及び来訪者へ「飛鳥・藤原の宮都」の価値を余すことなく伝えるため、質の高い情報コンテンツ作成と広がりのある情報発信の実施。

（３）本業務を実施した結果、世界遺産登録への機運醸成や橿原市の認知度向上にどのような効果があったか検証を行い、残された課題や対応策を提示した「効果検証報告書」を作成し成果として取りまとめること。

（４）成果品の著作権及び版権は、公共施設や広告等で放映できるよう、映像、画像及び音楽等に係る肖像権・著作権処理を済ませたものとし、市が所有するものとする。

（５）打ち合わせ協議

　　　・業務打ち合わせは、業務開始時、中間時4回程度、業務完了時の計6回程度とし、中間打ち合わせの時期は必要に応じて調整する。

　　　・業務打ち合わせの都度、議事録を作成して１０日以内に提出すること。

（６）その他

・受託者は、橿原市にとって有効な取組み又は代替案を提案するものとする。その他、別途橿原市から特に指示があることについてはその都度協議して業務を行うものとする。

**３　成果品**

（１）「効果検証報告書」A4版（カラーページ含む）10部

（２）本業務で作成した情報コンテンツ及び資料　1式

（３）上記の電子データ　1式（編集可能なデータを含むこと）

**４　その他**

・ 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれるものとし、当市は、契約金額以外の費用を負担しない。

・ 受託者は、市と常に連携を保ちながら本業務を履行するものとし、変更が生じる可能性がある場合は、速やかに市に報告すること。

・ 受託者は、責任者及び担当者に変更が生じる場合は、速やかに市に報告するとともに必ずその承認を得ること。

・ 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに市と協議の上、その指示に従わなければならない。

・ 市が必要と認めるときは、随時打合せを実施するものとする。

・ 事業実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。

・ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合は、当市に対して事前に書面で報告すること。

・ 本契約で作成された成果品の著作権及び版権は、市が所有するものとする。

・ 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不備箇所が発見された場合は、市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

**５　支払方法**

・支払いについては、設定された成果品の納品を確認検収の上、支払うものとする。（前払いなし）

以上